議題23

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>□ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2">長野県市長会事務局</td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">長野県妊婦一般健康診査等業務委託契約の乳児一般健康診査の実施要項の改正について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">飯田市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">一般社団法人長野県医師会と県内市町村が締結する、「長野県妊婦一般健康診査等業務委託契約」における乳児一般健康診査実施要項に規定されている健診実施時期について、「おおむね生後３か月から11か月まで」としているところを「おおむね生後１か月から11か月まで」に改正することを要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">国はこども未来戦略方針に基づき、産後から切れ目ない健診体制を構築するため、全国的に実施されている「３から６カ月頃」及び「９から11か月頃」の健診に加え、新たに「１か月児健康診査支援事業」を創設し、健診費用の１／２を助成する方針が明らかとなった。
１カ月児健診は原則として個別健診となるため、県内医療機関の代表である医師会との契約に盛り込めば、里帰り出産であっても県内医療機関が利用できるようになり、１か月児健診の受診促進につながると考えられる。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">当該契約により乳児一般健康診査を実施している市町村では、健診実施期間の規定「おおむね生後３か月から」の部分を弾力的に運用し、１か月児健診に使用するなど、実際の利用時期は様々である。こうした利用実態にも対応するため、健診実施時期を「おおむね生後１か月から11か月まで」に変更することが必要である。
また、現在、当市はこの乳児一般健康診査については契約していないが、今後当該契約により、乳児健診を実施することを検討している。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">母子保健法、子ども・子育て支援法</td></tr>
</table>